

裁 決 書

文書番号 播総第780号

裁決日 令和5年10月12日

〇〇〇〇 (住所)

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 播磨町長 佐伯 謙作

審査請求人が令和5年a月a日付けで提起した、令和5年a月b日付け保有個人情報部分開示決定処分（文書番号：播住第c号。以下「本件処分」という。）に対し、令和5年a月b日開示決定から令和5年a月d日の開示実施まで8日間期間が経過することに対し明確な説明がされなかったことに不服があるとして、早期の開示の実施を求めた審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求の内容

本件審査請求の内容は、本件処分に係る開示決定日（令和5年a月b日）から開示の実施日（令和5年a月d日）まで8日間期間が経過することについて、審査請求人が過去に請求した個人情報開示請求と比較しても期間が長く、事務的準備及び郵便事情を考慮しても明確な説明がなされなかったことから、播磨町長（審査庁）（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分に合理的な理由がない場合において早期の開示の実施を求めるものである。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 開示決定等の期限について（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第83条第1項及び播磨町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「条例」という。）第3条）

法第 83 条第 1 項は、開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならないと規定する。条例第 3 条は、町の機関等が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項の規定の適用について、同項中「30 日以内」とあるのは「15 日以内」と規定する。

(2) 開示の実施について（法第 87 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

法第 87 条第 1 項は、保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により行うと規定する。同上第 3 項及び第 4 項は、行政機関の長等から開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知があった場合は、当該通知のあった日から 30 日以内に、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならないことを規定する。

(3) 開示請求書に記載することができる事項について（個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 23 条）

令第 23 条は、開示請求書には、開示の実施の方法として、求める開示の実施の方法及び事務所における開示の実施を求める場合はその希望する日を記載することができることを規定する。

(4) 開示決定の際に通知すべき事項について（令第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項）

令第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号は、法第 82 条第 1 項に規定する、行政機関の長等が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときに、開示請求者に対しその旨の決定を書面により通知するに際し、開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法及び事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第 87 条第 3 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨を書面により通知すべきであることを規定する。

同条第 2 項は、開示請求書に前項の内容が記載されている場合は、その求めに応じることができる場合又はできない場合において、それぞれその旨及び前項各号に掲げる事項を通知すべきであることを規定する。

(5) 開示の実施の方法等の申出について（令第 26 条）

令第 26 条第 1 項及び第 3 項は、法第 87 条第 3 項の規定により、開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法（求める開示の実施の方法、開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の

実施を求める場合にあってはその旨及び当該部分、事務所における開示の実施を求める場合にあっては事務所における開示の実施を希望する日及び写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあってはその旨)の申出は、書面により行わなければならないことを規定する。一方で、同条第2項は、開示請求書にて求める開示の実施の方法等を記載し、その通り開示の実施が行われるときは、書面での申出は不要であることを規定する。

2 処分内容及び理由

(1) 処分の内容

令和5年f月g日付けで審査請求人が処分庁に請求した「令和f年f月i日に公布された戸籍謄(抄)本及び戸籍の附票の交付請求書」に係る開示請求に対して、法第82条第1項の規定に基づき令和5年a月b日付けで本件処分を行った。保有個人情報開示決定通知書面にて令第24条第1項第2号に規定のある、開示を実施することができる日は、令和5年a月d日とした。

(2) 処分の理由

開示請求対象となる文書には交付した職員の氏名及び弁護士の職印が記載されており、交付した職員の氏名は法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、弁護士の職印は同項第3号に規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するために非開示とし、本件処分を行った。

なお、本件処分について、令和5年a月b日付けで審査請求人に送付した保有個人情報開示決定通知書に、開示実施日を令和5年a月d日と定めたのは、開示までの準備期間として、送付してから審査請求人に届くまでの期間を2～3日、審査請求人に日程を調整してもらう期間を2日程度、さらに除外する土日の日数を見込んだことによる。

3 審理手続及び調査審議の経過

| 年月日 | 概要 |
|----------|---|
| 令和5年a月a日 | 審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第2条に基づき、本件処分に係る審査請求を行った。 |
| 令和5年a月e日 | 審査請求人は、審査請求書の補正書を提出した。 |
| 令和5年a月e日 | 審査庁から処分庁へ審査請求書の写しを送付し、弁明書の提出を求めた。 |
| 令和5年a月h日 | 1 処分庁から審査庁へ弁明書の提出があった。審査 |

| | |
|----------|--|
| | <p>庁から審査請求人に弁明書（副本）等を送付し、併せて反論書の提出を求めた。</p> <p>2 審査庁から播磨町情報公開・個人情報保護審査会に諮問書を提出し、諮問書の写しを審査請求人へ送付した。</p> |
| 令和5年a月j日 | 審査請求人から審査庁へ反論書の提出があった。審査庁から処分庁へ副本を送付した。 |
| 令和5年e月k日 | 令和5年度第1回播磨町情報公開・個人情報保護審査会が開催され、答申案を審議した。 |
| 令和5年e月l日 | 播磨町情報公開・個人情報保護審査会は審査庁へ答申書を提出した。 |

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、過去の開示請求（令和4年b月m日付け播住第n号、令和4年b月h日付け播住第o号）及び本件処分はそれぞれ開示決定日から開示実施日までの期間が異なっていること並びに本件処分について8日間かかる明確な説明がされなかったことから、早期の開示を期待していたにもかかわらずそうならなかったため不安感及び焦燥感を抱かされたこと及び静穏な感情を害され不当と感じたことにより、合理的な理由がない場合に関して、早期の開示を実施するよう主張した。
- (2) 令和5年a月a日、審査請求人は、処分庁に電話にて、開示の実施に係る指定日（令和5年a月d日）に指定場所（播磨町役場住民課）へ行くことができないため、指定日を令和5年a月e日に変更してほしいことを担当職員に依頼したが拒否された。このため審査請求人は、将来においても本件処分と同様の開示請求に対し、不当な実施日が設定される恐れ及び本件処分よりも開示実施までに長期間を必要とするように実施日が設定される恐れがあると考えた。
- (3) 審査請求人は、処分庁が弁明書で示した開示決定日から開示実施日まで8日間かかる理由は、担当職員の主観的なものであり、その根拠とする条例第3条は開示請求書の提出から決定までの期間を制限するものであると解されることから、開示実施日を規定する根拠は見当たらないと主張した。また、審査請求人は、処分庁の決裁を得た文書を8日間も担当職員が保管することに法的根拠はなく、審査請求人にとっては不安感及び焦燥感を抱かされ内心の静穏な感情を害されない権利を侵害される結果となったことを主張した。審査請求人は、処分庁の弁明書の中で、審査請求人の主張に対し担当職員は、開示決定日から開示の実施日まで8日間

も処理期間がかかることについては標準処理期間だと主張するも、播磨町の本人通知制度の説明チラシの中において、その目的は不必要な身元調査などの早期発見、未然防止につながる点であることを挙げており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項の原則からも不適當であると主張した。

- (4) (1)～(3)から、審査請求人は、本人通知制度の通知に対する内容の開示請求に限定して、開示決定後の事務所での開示の実施日を原則、開示決定日当日又はその翌開庁日とする旨の規則の制定を命ずる裁決を求めよう主張した。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、本件審査請求は本件処分に係る開示の実施日に関するもので、審査請求対象となる処分以外の不服申立てであるから、審査請求対象となる保有個人情報の部分開示は既に行っており、本件審査請求の対象は実質的に存在しないことを主張した。
- (2) 処分庁は、本件処分に係る開示決定通知書で開示の実施日を令和5年a月d日と定めたのは、開示までの準備期間として、送付してから請求人に届くまでの期間を2～3日、請求人に日程を調整してもらう期間を2日程度、さらに除外する土日の日数を見込んで設定したものであり、開示までの準備期間としては不当なものではないと主張した。
- (3) 処分庁は、開示日の設定は開示請求のあった日の翌日から起算して条例第3条に定める「15日以内」であるため違法でないことを主張した。
- (4) (1)～(3)から、処分庁は、本件審査請求は審査請求の理由が存在しないため速やかに却下されるべきであると主張した。

第4 論点整理

- 1 本件は、保有個人情報の開示請求に際し全部又は一部を開示する旨が決定した場合において、開示の実施日の設定に関する根拠の有無を争点としている。
- 2 本件が行審法第2条に規定する審査請求の対象となるかどうかについては、開示の実施日の設定行為が、保有個人情報開示決定通知書（播磨町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年規則第61号。以下「規則」という。）様式第4号）の「4 開示の実施の方法等」の「(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所」を決定する行為であり、これは行政庁が法令に基づき優越的立場において直接住民の権利義務を形成する行為、つまり行審法第1条第2項の処分（事実行為）に当たると解され、当該処分は強制力のある事実行為であることから、審査請求の対象となると考えられる。

- 3 審査請求人が提出した令和5年f月g日付け保有個人情報開示請求書(規則様式第2号)の「2 求める開示の実施方法等」(任意記載)に、実施の希望日の記載はない。法第87条第3項及び第4項並びに令第26条に規定のあるとおり、書面にて開示の実施日を申し出たかについて判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

- (1) 第3-1-(4)については、答申書(令和5年8月3日付け答申第1号)第6-2の「なお、」以下に記載のあるとおりである。
- (2) 第3-2-(4)については、第4-2のとおり、本件は審査請求の対象となることから、行審法第45条第1項に該当するとは言えず、却下することはできない。
- (3) 第4-3について、審査請求人は保有個人情報開示決定通知書(令和5年a月b日付け播住第c号)に記載のある、事務所における開示の実施日時について、日時変更の申出を令和5年a月a日に架電にて処分庁へ伝えているが、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(規則様式第14号)は提出していない。

2 論点に対する判断

- (1) 開示の実施方法及び実施日について法令等に規定する内容は、以下の通りである。

前提条件として、法第76条に基づき自己の個人情報を開示請求する者で、かつ事務所における開示の実施を希望している者は、開示請求書の書面に事務所における開示実施希望日を記載することができる。(令第23条第2号)これを踏まえて、まず、開示請求者が開示請求書に開示の希望日を記載した場合で、かつ処分庁がその希望に応じることができる場合、処分庁はその旨並びに開示の実施方法、日時、場所及び法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨(令第24条第2項第1号)を開示決定通知書に記載し通知する。開示請求者は、そのまま開示の実施を受けられるときは、開示の実施方法等の申出に係る書面の提出を必要としない(法第87条第3項及び令第26条第2項)。

一方で、開示請求者が開示請求書に開示の希望日を記載した場合で、かつ処分庁がその希望に応じることができない場合、処分庁はその旨及び開示の実施方法、日時、場所(令第24条第2項第2号)を開示決定通知書に記載し通知する。その上で開示請求者は、改めて事務所における開示

の実施を求める場合には書面にてその旨を申し出なければならない（法第 87 条第 3 項、令第 26 条第 1 項及び第 3 項第 3 号）。

他方、開示請求者が、開示請求書の書面に事務所における開示実施希望日を記載せずに請求した場合、処分庁は、事務所における開示の実施が可能な日時を開示決定通知書面にて示し（令第 24 条第 1 項）、その上で開示請求者は提示された日程から事務所に訪問できる日時を書面にて申し出なければならない（法第 87 条第 3 項、令第 26 条第 1 項及び第 3 項第 3 号）。

- (2) 上記(1)から、前項(3)に関して法第 87 条第 3 項、令第 26 条第 1 項及び第 3 項第 3 号に規定された手続きを行っているとは認められないため、処分庁が保有個人情報開示決定通知書（令和 5 年 a 月 b 日付け播住第 c 号）にて記載した日時により開示を実施することは適法なものと考えられる。

第 6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行審法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

第 7 答申書における付言について

答申書における付言について、処分庁ないしその職員にあつては、今後の事務において留意するものとする。

令和 5 年 10 月 12 日

審査庁 播磨町長 佐伯 謙作

教示

- 1 この裁決については、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。